

## 令和 5 年第 12 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 10 月 25 日（水）  
午後 2 時 00 分から午後 3 時 10 分
2. 開催場所 多以良公民館 講堂
3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人
4. 出席委員 （19 人）

|      |      |    |    |      |    |    |      |       |    |
|------|------|----|----|------|----|----|------|-------|----|
| 会 長  | 1 番  | 葉山 | 諭  |      |    |    |      |       |    |
| 会長代理 | 2 番  | 水嶋 | 政明 |      |    |    |      |       |    |
| 委 員  | 3 番  | 山田 | 康弘 | 4 番  | 中尾 | 正則 | 5 番  | 大串    | 英明 |
|      | 6 番  | 坂口 | 初男 | 7 番  | 河本 | 光晴 | 8 番  | 梅山    | 清春 |
|      | 9 番  | 相川 | 浩一 | 10 番 | 葉山 | 静子 | 11 番 | 本山    | 光幸 |
|      | 12 番 | 安藤 | 卓巳 | 13 番 | 谷脇 | 文弘 | 14 番 | 山口用一郎 |    |
|      | 15 番 | 柿田 | 敏彦 | 16 番 | 前田 | 明代 | 17 番 | 中村    | 和也 |
|      | 18 番 | 松崎 | 常俊 | 19 番 | 林  | 辰造 |      |       |    |

### 5. 欠席委員（0 人）

### 6. 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 47 号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画  
（案）の要請について  
議案第 48 号 非農地通知の対象とすることの決定について

承認審議 土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主査：谷内 美佳  
主事：松尾 唯

### 8. 会議の概要

事務局 只今から令和 5 年西海市農業委員会第 12 回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員 19 名全員で、定足数に達しておりますので総会は  
成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は  
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長       これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長       今回の議事録署名委員は、13 番：谷脇委員、14 番：山口委員にお願いいたします。

議 長       それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

今回は、農林緑推進課に説明をしていただく関係で、審議順を変更し、最初に 42 頁からの承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について」を審議することといたします。

また、審議にあたりまして、今回申し出があった 3 条資格者の中に、2 番委員が含まれており、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、同委員は審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《 2 番委員   退席 》

議 長       それでは、担当課から説明をお願いします。

農林緑推進課       農林緑推進課の担当です。太田和地区県営水利施設等整備事業、いわゆる基盤整備事業についてご説明させていただきます。50 頁をお開きください。まず第 1 章に目的として記載されておりますが、太田和地区は、丘陵地に広がる畑地及び樹園地で、一筆当たりの面積が小さく、不整形な農地が分散しており、狭い道路が複雑に配置されているため、作業効率が悪く、さらに排水も未整備であるなど、条件の悪い農地と農業者の高齢化により、遊休農地、耕作放棄地は増加傾向にあり、担い手農家の経営規模の拡大及び農地集積が進まない状況となっております。本事業は、区画整理及び農業用排水路排水施設の整備によって農地の効率的かつ高度な利用を促すことで、既存の若い担い手の育成とともに、農地中間管理事業と連携した地域外担い手の経営拡大により、地域農業の活性化を図るものです。事業面積につきましては、区画整理 25.0ha、農業用排水施設 0.6ha、合計 25.6ha となっております。

次のページの第 6 章と 55 頁に今回の基盤整備費用の概算を記載しております。今回区画整理工事と畑かん工事を合算して、総事業費としまして、17 億 2,300 万円を見込んでおります。費用負担割合としまして、国が 55%、県が 27.5%、市が 10%、地元負担が 7.5%であります。地元負担にかかる費用の 7.5%につきましては、日本政策金融公庫から借り入れることになっておりますが、中心経営体農地集積促進事業の助成制度を活用することにより、工事負担金の借り入れ金返済に充てることができ、農家負担を大幅に減額することが可能となっております。

今回の資料には記載しておりませんが、今後のスケジュールとしまして、今年度、国に対しまして、事業採択申請を行います。令和 6 年度に採択決定となりますと、令和 7 年度までに、基本設計と実施設計に着手いたします。令和 8 年度から、実際の現場工事が開始される予定で、令和 12 年度に完成予定の計画となっています。以上が今回の太田地区基盤整備に関する概要です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長       ただ今、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について」について農林緑推進課から説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長       無いようでしたら、本案について承認することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長       「異議なし」と認めます。よって、承認審議「土地改良事業に係る土地改良法第 3 条資格者証明について」については、申し出どおり承認することに決定いたします。

議 長       2 番委員、入室してください。

《 2 番委員 着席 》

議 長       続きまして、1 頁に戻り議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局       資料 1 頁は、今回の申請地の位置図になります。資料 2 頁は、議案書です。議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

1 番について説明いたします。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人の経営規模拡大のため、申請地の市外所有者である譲り渡し人から、許可があり次第、贈与により所有権の移転を行うものです。譲り受け人は、議案書の一番下に記載のとおり、露地野菜を栽培予定です。譲り渡し人は、財産処分を検討していたため、今回、付近に住んでいる譲り受け人が、手を挙げて引き受けることとなった模様です。関係資料は、1 頁から 6 頁までで、1 頁に位置図、3 頁に付近近況図、4 頁に字図、5 頁に現況写真を添付しています。4 頁の黄色に塗られているところが申請地です。6 頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地で、旧白似田小学校付近に位置しています。申請地は、譲り受け人の自宅から車で約 10 分以内のところに申請地がある状況です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長        ただいま説明がありました議案第 46 号の 1 番につきまして、9 番委員、補足説明をお願いします。

9   番        9 番委員です。10 月 22 日に、風早地区推進委員と地元推進委員、それからご本人は仕事でどうしても都合がつかないという事で、譲り受け人のご主人と一緒に現地を確認しました。地主と受け手は、お付き合いもありますし、幾らか血縁的な関係もあるのではなかろうかという事でした。現地は長崎バスの峰口バス停から、大村湾のほうに向けて 1 km ほど入ったところにあります。近くに風早地区の工業団地が出来まして、それに及ぶ道路の拡張とか、あるいは近くに市営のアパートがあり、私も当時の現地の状況を思い出すと、相当深い水田が広がっていたイメージがありますが、現在はそこに圃場整備がなされたというような環境であります。現地は、碎石等により地上げがなされてはいますが、今後農地として稼働するにはちょっと時間がかかるだろうという事で見てまいりました。4 人で場所を確認しましたが、手元の資料写真のとおり道路に面しており、ただいま報告のように譲り受け人が引き受けて耕作するという事で、お気持ちをいただいてまいりました。以上ご審議をお願いします。

議 長        ただ今、議案第 46 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして議案第 46 号の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番について説明いたします。資料 7 頁が議案書になります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりで、申請事由は、譲り受け人が農業経営を行うため、新規に申請地を取得するもので、許可があり次第、売買により所有権の移転を行うものです。譲り受け人は、議案書の一番下に記載のとおり露地野菜を栽培予定です。譲り渡し人と譲り受け人は、同じ地区内に居住しており、今までは譲り渡し人が申請地を管理していました。譲り受け人は水産業を営んでいますが、新たに農業をするために、希望して申請地を取得する運びとなったものです。今回、農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、1 頁及び 7 頁から 12 頁までで、1 頁に位置図、8 頁に付近近況図、9 頁に字図、10 頁・11 頁に現況写真、12 頁に航空写真を添付しています。9 頁の字図ですが、黄色に塗られているところが申請地です。12 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地で、丹納の西海東小学校から丸田の基盤整備地区を通り過ぎたところに位置しています。譲り受け人の自宅から車で約 5 分以内のところに申請地がある状況です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 46 号の 2 番につきまして、14 番委員、補足説明をお願いします。

1 4 番 10 月 23 日（月曜日）に、地区担当の推進委員と私と、それから譲り受け人とその息子さんの 4 人で現場を確認いたしました。先ほど事務局から話がありましたように、譲り受け人は水産業ということで遊漁船をしています。その他に、息子さんが経営しています整備工場の手伝いをして、そこで今まで勤めていましたが、そこは息子さんに譲って自分は農業をやりたいということで、本件申請となっています。

それで新たにゼロからの出発ということで、農業経営を始めるわけですが、最初は家庭菜園の野菜一つもないということで、近隣に子供さんたちもいらっしゃるので、自家消費用の野菜を作りながら、軌道に乗ったら、直売所等への出荷を計画していると、お話をされていました。それから現場につきましては、周辺の農地は、きれいに整備されてミカン等が栽培されていますが、先ほどの写真にありましたように、この対象地につきましては、遊休農地・耕作放棄地になっており、ちょっと荒れているような状況です。ただ遊休農地と言っても、まだセイタカアワダチソウが生えてきたぐらいの状況ですので、余り手間をかけずに畑に戻すことは、可能であろうと思っております。それから譲り受け人につきましても、先ほど申しましたとおり、農業の経験が全然ないということで、少し懸念していましたが、ご両親が家庭菜園の野菜を作っていたのを見ていたということで、余り心配することはないと思います。今後は先ほど申しましたとおり、少しでも野菜を作って、直売所に出したいということで目標・希望を持っておられますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長       ただ今、議案第 46 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長       無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長       「異議なし」と認めます。よって、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長       続きまして、議案第 47 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたしますが、本議案の 1 番と 2 番は、3 番委員が勤務する法人が受け手となる事案ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。また、63 番から 71 番は、9 番委員の親族が受け手となる事案であり、同じく議事に参与できませんので、その他の受け持ちとなった事案の補足説明をしていただいた後、審議終了まで退席をお願いします。

《 3 番委員 退席 》

議 長            それでは議案第 47 号について、事務局から説明をお願いします。

事務局            資料の 13 頁をお願いします。議案第 47 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求める、となっています。資料は 13 頁から 41 頁までです。14 頁は、今回合意解約分と要請分の集計表となります。今回は、配分先の都合により、8 筆が解約となり、また新規で配分される筆は 10 筆で、再設定分の筆数は 73 筆、合計 83 筆 113,331 ㎡となります。合意解約分については、15 頁になります。今回は、利用集積計画（出し手）との合意解約分 8 件（筆）で、理由は一番右に記載のとおり、配分先の都合により、既に借り手とは解約した分について、借り手を探していましたが借り手がないため、出し手とも解約となったものです。16 頁から 19 頁が今回要請する物件の一覧です。1 番から 10 番までが、新規分で、他は再設定となっております。西彼町の物件で、1 番・2 番と 8 番から 10 番の 5 筆は新規分です。再設定分として、西彼町の物件は、12 番から 71 番までで、備考の欄に AtoA と記載があるものは、出し手（貸し手）と受け手（借り手）が同一の人物です。72 番から 87 番までが西海町の物件です。大瀬戸町の物件で、3 番から 7 番は新規です。11 番も大瀬戸町の物件で、これは再設定です。20 頁以降が 受け手（借り手）の経営状況となっています。20 頁は、受け手である農業法人の農業経営状況で、畜産業や野菜等を生産しており、今回借り受ける土地は、牧草を栽培すると聞いております。以後は、各受け手（借り手）の経営状況で、それに対応する番号や栽培する作物などを手書きで記載しています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

                    本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは 1 番と 2 番の補足説明を 3 番委員に代わりまして、16 番委員をお願いします。

16 番            10 月 20 日に、3 番委員さんとお会いしてお話をしました。現地は確認できませんでしたが、お話を聞いたところ、受け手法人がこの 1 番と 2 番のすぐ近所で牧草を栽培しており、所有者さんたちから、ここも借りてくれないかと要請があったそうです。そこで受け手法人としては、牧草栽培を拡大して、遊休農地の有効活用にもなるため、今

回の貸し借りになったそうです。以上です。

議 長 続きまして、3番から7番の補足説明を11番委員にお願いします。

1 1 番 11番委員です。10月22日に現場に出向きまして、本件は地元推進委員が出し手となっていて、受け手は親族で出し手の後継者になります。今回、新規就農ということで、出し手は施設園芸をしていますが、それをそのまま引き継ぐという形です。主にプラムを栽培していますが、ビワを2反6畝、栗1反も一緒に栽培をしております。その残り約7反が、プラムだそうです。新規就農ではありますが、出し手も面倒を見ていくということで、お伺いしております。以上です。

議 長 続きまして、8番から10番の補足説明を6番委員にお願いします。

6 番 6番委員です。10月23日に7番委員、それから地元推進委員2名、そして私の4人で調査に当たりました。この方は6年前に東京から移住されて、現在も出し手の別の土地を借りて営農されております。追加で、自宅の前と裏にある出し手の土地を借りて、営農したいということでした。来年から本格的な栽培を始めるという事ですが、現在は土壌改良などを施して準備に当たっているということで、問題はないと思います。以上です。

議 長 続きまして、11番の補足説明を11番委員にお願いします。

1 1 番 11番委員です。受け手は水稻・果樹・施設園芸を営んでおります。水田が3反5畝、ハウス果樹が8反5畝、残りが露地栽培です。この分は再設定であります。本人の所有物を本人が借り受けるということでAtoAになっています。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、12番の補足説明を19番委員にお願いします。

1 9 番 先日、話を伺ってきました。受け手は親子で一緒に農作業全般をしています。今回貸し借りの期限が来たため、お父さんから、後継者である息子さんに名義を変えるという事でしたので、何ら問題ないと思って帰ってきました。以上です。

議 長 続きまして、13番から62番の補足説明を9番委員にお願いします。

9 番 9番委員です。地元の白似田地区が、主でしたので、地元の推進委員、それから私とそれぞれの受け手の方々と直接お会いしまして、

今後の作付けの動向や、来年も作付けするということを確認いたしました。その中で、一つ気になりましたのが、農業委員、推進委員というものが、どういった年限で、どういった環境で活動しているのかという事を、若い人や、そのお嫁さん等から聞かれました。3年の任期で農業委員の委嘱をいただきましたが、農業に携わる限りは、年齢的なもので無理が来ることは避けられず、こういった農地中間管理機構の役割についても、説明していくのが本当ではなかろうかと思いました。それから、ご高齢の方もおられて、来年作付けはどうしようかという場合に、我々農業委員は、農地を守るため、維持存続を図るために、何らかの形でお声かけをしながら、そういった助け合いの姿勢を持つのも、一つの策ではなかろうかと思いついてまいりました。以上です。

議 長       ただ今の9番委員の補足説明につきまして、何か質問等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長       無いようですので、9番委員につきましては、これより審議終了まで退席をお願いします。

《9番委員 退席》

議 長       続きまして、63番から71番の補足説明を9番委員に代わりまして、7番委員をお願いします。

7 番       7番委員です。63番から71番までの報告をさせていただきます。63番から70番までの出し手・受け手は親子でございまして、受け手の方に今後経営を移譲していくということで、このような形になっています。それで受け手は39歳でイチゴと水稻を栽培されています。それから71番の出し手の田んぼを、受け手が借りていますが、これにつきましては63番・64番・65番と隣接している水田で、3年ほど休耕田であったところを受け手が今回借りて作付けをするということですので、遊休農地の解消にもつながると思います。このことについては、白似田の推進委員と9番委員と現地で確認をいたしておりますので、問題ないかと判断をしています。よろしくをお願いします。

議 長       続きまして、72番から87番の補足説明を、13番委員をお願いします。

13番       13番委員です。10月20日に、72番から74番の受け手と話をし

きました。その後圃場を確認し、現在、ショウガ・山芋・サツマイモを作っているそうです。75 番・76 番の受け手は現在、バレイショを作っているそうです。77 番から 81 番の受け手は、ブロッコリー、バレイショを作っていて、82 番から 85 番の受け手も、ブロッコリー、バレイショ、86 番・87 番の受け手は、サツマイモを作っているそうです。皆さん圃場を適切に管理されていますので、問題はないかと思います。以上よろしく申し上げます。

議 長       ただ今、議案第 47 号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長       無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長       「異議なし」と認めます。よって、議案第 47 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長       3 番委員、9 番委員入室してください。

《 3 番委員、9 番委員 着席 》

議 長       続きまして、議案第 48 号「非農地通知の対象とすることの決定について」ですが、今回は通常分がありませんので、同意書分を議題いたします。事務局、説明をお願いします。

事務局       非農地の資料は、別冊になります。議案第 48 号「非農地通知の対象とすることの決定について」について説明を行います。今回は同意書分のみとなります。1 番から 9 番までの西彼町の物件、2 件 9 筆は、67 頁に位置図、68 頁・69 頁に航空写真配置図、75 頁・76 頁に航空写真を添付しています。10 番・11 番は、西海町の物件、2 件 2 筆は、67 頁に位置図、70 頁に航空写真配置図、77 頁・78 頁に航空写真を添付しています。以後は、全て大瀬戸町の物件で 23 件 179 筆です。67 頁に位置図、70 頁から 74 頁に航空写真配置図、79 頁から 121 頁に航空写真を添付しています。同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で

確認できる範囲において影響がない見込みです。当月同意書分として、  
27 件・190 筆 144,778 m<sup>2</sup>について審議をお願いします。

議 長       ただ今、議案第 48 号の同意書分について説明がありました。同意書  
分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。  
何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長       ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませ  
んか。

《異議なしの声あり》

議 長       「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 48 号の同意書分 1 番から 190 番につきましては、非農  
地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長       以上で、議案審議は終わります。その他みなさんから何かござい  
ませんか。

次回の総会は

日時 令和 5 年 11 月 27 日(月) 午後 2 時 00 分から

場所 多以良公民館 講堂

事務局長       これもちまして西海市農業委員会令和 5 年第 12 回総会を閉会  
いたします。お疲れ様でした。

令和 5 年 10 月 25 日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人